

第3次 那須町障がい者計画

1 計画策定にあたって

これまで那須町においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、生活支援体制の整備や就労支援体制の整備、共に生きる地域づくりの推進等、様々な施策を推進し、「一步ふみだす勇気を応援する人とまち」を計画の基本理念とした『第2次那須町障害者計画（平成24年度～28年度）』を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

そして、本計画は、関係法令や社会環境等が変化したこと、また、上記計画の計画期間が平成28年度で終了することに伴い、これまでの本町の取組の進展などを踏まえた見直しを実施し、新たな『第3次那須町障がい者計画』として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。国及び栃木県それぞれが策定した関連の計画との整合・連携を図りながら、障がい者施策を総合的にかつ計画的に定めます。

3 計画の期間

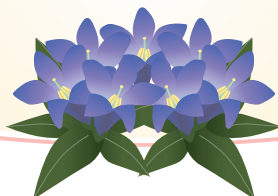
本計画は、「障害福祉計画」と相互の関係性があることから、本対象期間は、「第5期那須町障がい福祉計画」の改訂時期に合わせ、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。また、目標年度である平成32年度には、事業の検証や評価を行った後、国の動向等を注視しながら、次期計画の策定について検討していきます。

4 基本理念

この計画は、今後の本町における障がい者福祉行政の在り方の充実、及び障がいのある人が更に暮らしやすいまちづくりを推進し、第7次総合振興計画の将来像で定める「みどり輝き活気と笑顔あふれるまち ふるさと那須」を実現することができるよう、基本理念を前計画から踏襲し、「一步ふみだす勇気を応援する人とまち～共に生きるまちを目指して～」とし、各施策を推進していきます。

第3次 那須町障がい者計画基本理念

一步ふみだす勇気を応援する人とまち
～共に生きるまちを目指して～



5 計画の方向

本計画は、本町における障がいのある人の状況などを踏まえ、地域で共に暮らすために必要な方策として、以下の8つの方向を基本とし、各種施策を展開していきます。

1. 地域生活支援の充実

それぞれのライフステージに応じた「保健・医療及び福祉が一体となった体制」を整備する必要があります。また、障がいのある人が地域で自立し、生きがいのある生活を送るために、適切な福祉サービスを展開し、住民レベルでの日常的な交流が行えるよう、積極的な支援を図っていきます。

2. 保健・医療の充実

障がいの原因となるような疾病等の発生を防ぐため、そして障がいの進行を抑制するため、「早期発見体制」の充実が求められています。また、保健施策として、障がいを軽減し自立を促進するための「健康づくりの支援」はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していきます。

3. 雇用・就労の推進

一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がいのある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。

4. 教育・療育体制の充実

教育の現場では障がいの特性に応じた教育の場や機会を提供し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切です。保健・医療・福祉・教育等の分野でより一層の連携を図り、適切な教育を進めていきます。

5. 理解と交流の促進

各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。

6. 生活環境の整備

個人住宅や公共施設等におけるバリアフリー化の推進、並びに周囲の理解などソフト面でもバリアをなくしていくことが非常に大切です。さらに、交通手段の充実は引き続き重要な施策です。また、災害時における障がいのある人の支援対策を充実させ、地域における見守りなど活動を推進していきます。

7. 余暇活動・社会参加の促進

奉仕員の養成・派遣や各種生活訓練を行う社会参加促進事業を推進し、障がいのある人の生活能力の向上を図るとともに、社会活動に必要な支援を行います。

また、スポーツ・レクリエーション、文化活動は、生きがいのある充実した生活を送るうえで重要であり、障がいのある人の社会参加の促進や地域の人々との交流の場づくりに努めていきます。

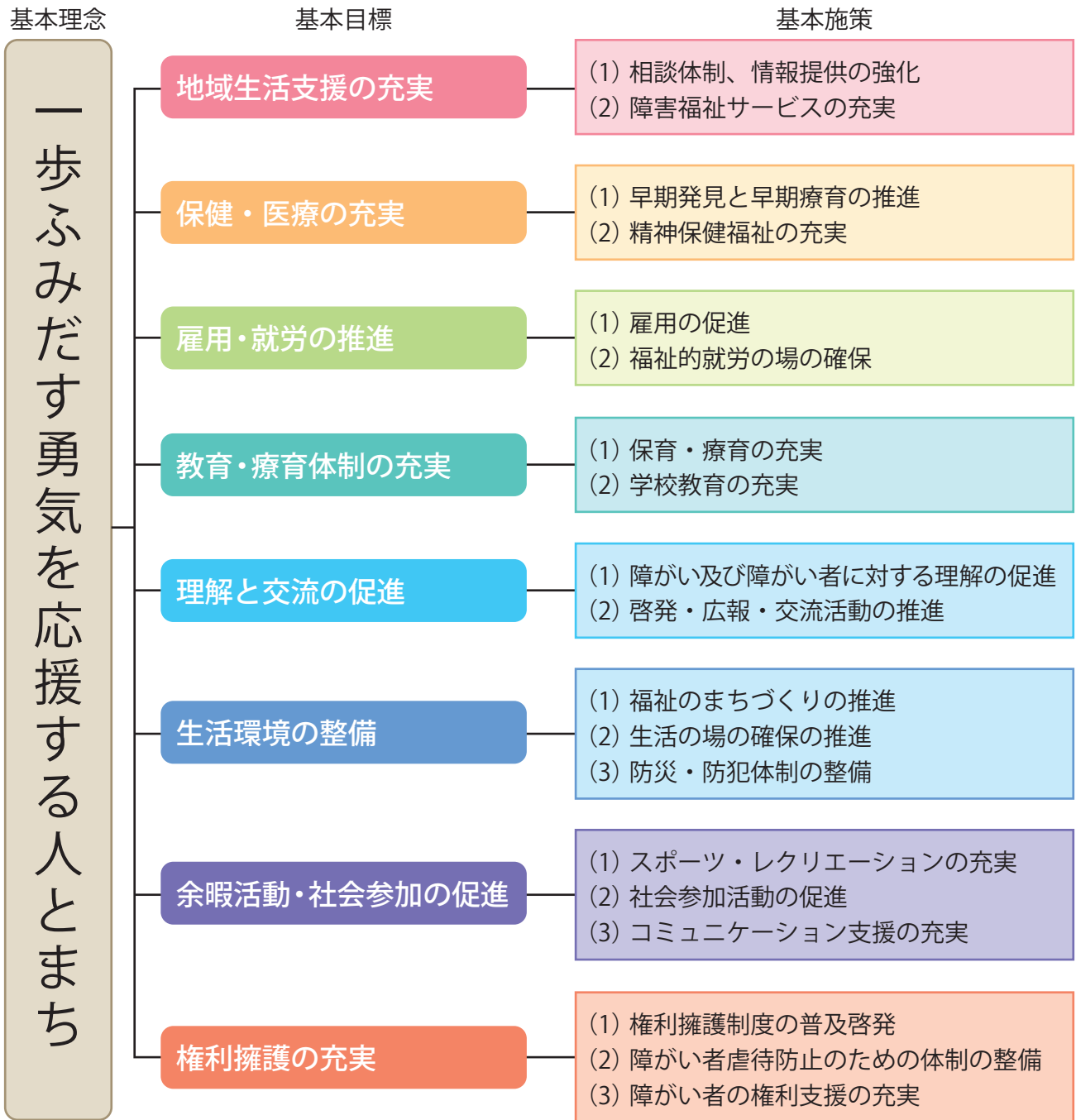
8. 権利擁護の充実

障がいのある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進していきます。

また、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮についても実施していきます。

6 計画の体系

本計画における体系は以下のとおりです。



7 各主体の役割と連携体制の強化

この計画を推進するに当たっては、すべての住民が障がいと障がいのある人に対する理解を深め、社会的関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人、家庭、地域社会、学校、団体、企業などが、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、施策の展開を図っていくことが求められています。

1. 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障がいのある人が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障がいのある人やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

2. 学校

特別支援を必要とする子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するため、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できるような適切な教育を推進することが必要とされています。

また、障がいのない児童・生徒が、障がいのある児童・生徒に対して、正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていくことも重要です。

3. 団体

障がい者関係団体などの役割として、障がいのある人やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが求められています。

4. 事業所

障がいのある人が安定した生活を営むためには、障がいのある人の雇用や障がいのある人の適性と能力に応じて、障がいのない人と共に生きがいを持って働けるような職場づくりが望まれています。

さらに、事業所自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献していくことが、今後の大切な役割の一つとして期待されています。

5. 行政

町の役割は、住民の総合的な福祉の向上を目指して、広範にわたる障がい者施策を総合的かつ、一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会が連携できる体制整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障がいのある人を支える家族などのニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

そして、施策の展開に当たっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な展開を図っていきます。また、政策の形成過程も含めて、障がいのある人のまちづくりへの参加機会を拡充しながら、必要な情報を的確に提供し、住民の参加と連携に支えられた事業運営に努めていくことが重要です。



第3次 那須町障がい者計画【概要版】

平成29年3月

発行 那須町 編集 保健福祉課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13 電話 0287-72-6917 (直通)

